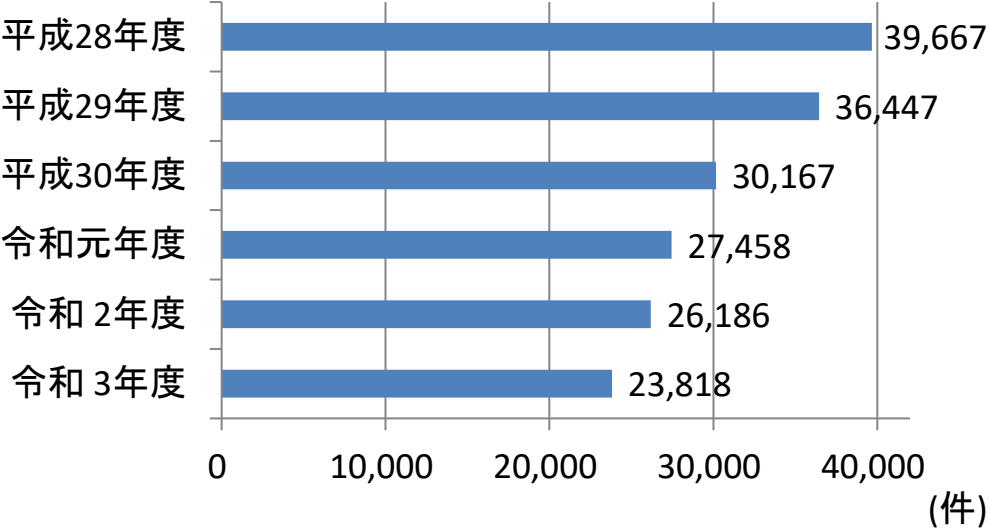


24 薬剤管理指導料算定件数

解説	薬剤管理指導管理料は、医師の指示に基づき薬剤師が直接入院患者の服薬指導を行うもので、薬剤に関する注意及び効果、副作用等に関する状況把握を含みます。有効かつ安全な薬物療法がおこなわれていることを担保するものであり、より高い算定件数が望まれます。														
実績	 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>算定件数 (件)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年度</td> <td>39,667</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>36,447</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>30,167</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>27,458</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>26,186</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>23,818</td> </tr> </tbody> </table>	年度	算定件数 (件)	平成28年度	39,667	平成29年度	36,447	平成30年度	30,167	令和元年度	27,458	令和2年度	26,186	令和3年度	23,818
年度	算定件数 (件)														
平成28年度	39,667														
平成29年度	36,447														
平成30年度	30,167														
令和元年度	27,458														
令和2年度	26,186														
令和3年度	23,818														
定義	医科診療報酬点数表における「B008 薬剤管理指導料(1)(2)」の算定件数です。														